

## (1) ○教人職第○○号 ■■■■公立学校教員に対する懲戒処分等について

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都教育委員会の非公開の会議に関する情報</li> <li>・ 処分案に関する情報</li> </ul>	<p>人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報であり、開示されることとなると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第6号)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分対象者に関する個人情報 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</li> <li>・ 服務事故の発生日時及び発生場所 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</li> <li>・ 関係者に関する個人情報 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</li> <li>・ 服務事故に係る概要、認定した事実、処分の理由等、確認した事故の発生の経緯及び事実 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</li> <li>・ 教育委員会及び学校の対応 (一般的な記述を除く。)</li> </ul>	<p>当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況、指導状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第2号)</p> <p>当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第6号)</p>

## (1) 添付資料 教職員の服務事故について(報告)

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書記号</li> <li>・ 発信者名</li> <li>・ 「3 発生場所」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</li> </ul>	<p>当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「4 当事者の氏名等」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</li> </ul>	<p>(東京都情報公開条例第7条第2号)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「5 発生の状況」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</li> <li>・「6 学校及び■■■■教育委員会の対応措置」欄 (一般的な記述を除く。)</li> <li>・「7 ■■■■教育委員会の見解」欄 (一般的な記述を除く。)</li> <li>・「8 添付資料」欄及び添付資料</li> </ul>	<p>当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)</p> <p>当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)</p> <p>開示が前提となると、事故に関して、区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)</p>

- (1) 添付資料 ■■■■養護教諭■■■■の服務事故に関する事情聴取書  
■■■■養護教諭■■■■の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・件名 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</li> <li>・「3 被聴取者」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</li> <li>・「5 告知事項」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき</li> </ul>	<p>当事者・関係者の所属名及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)</p>

公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。)	
・「6 聴取内容」欄	<p>当事者・関係者の所属名、氏名等、事故者への指導状況、サービス事故に係る状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第7条第2号）</p>
	<p>当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号）</p>

(1) 添付資料 ■■■■■公立学校職員の処分について（内申）

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公印</li> <li>・ 文書記号</li> <li>・ 発信者名</li> <li>・ 免許失効の事由</li>   <li>・ 「本文」欄 （一般的な内容を除く。）</li> </ul>	<p>当事者・関係者の所属名、氏名等、サービス事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第7条第2号）</p>

(1) 添付資料 ■■■■■養護教諭の自認書の写し

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件名及び内容</li> </ul>	<p>当事者・関係者の所属名、氏名等、サービス事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合すること</p>

	<p>により、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)</p>
	<p>当事者からの報告の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)</p>

(2) 令和〇年〇月〇日付け発令通知書

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「氏名」欄</li> <li>・「所属」欄</li> <li>・「発令内容」欄</li> </ul> <p>(東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。)</p>	<p>当事者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)</p>

(7) ア ■■■■■ ■■■■■処分について

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分内容及び処分内容に関する記述</li> <li>・処分対象者に関する個人情報</li> </ul> <p>(東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・服務事故の発生日時及び発生場所</li> </ul> <p>(東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</p>	<p>当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況、指導状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者に関する個人情報 （東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・ 服務事故に係る概要、認定した事実、処分の理由等、確認した事故の発生の経緯及び事実 （東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・ 処分案に関する情報</li> <li>・ 教育委員会及び学校の対応 （一般的な記述を除く。）</li> </ul>	<p>当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号）</p>
---	---

(7) イ ○教人職第〇〇号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（諮問）

(7) ウ ○懲分審第〇〇号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（答申）

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「処分・措置対象者」欄 （東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・ 「事故の種類」欄 （東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。）</li> </ul>	<p>当事者・関係者の所属名、氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第7条第2号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「処分・措置（事務局案）」欄</li> <li>・ 「結果」欄</li> </ul>	<p>懲戒分限審査委員会への諮問又は懲戒分限審査委員会からの答申の段階での案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、東京都教育委員会が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号）</p>